

デラウェア州最高裁であったら、今回 UFJ ホールディングス側がとった合併統合防止策に対して、どのような司法判断を下したであろうか？

スティーブン・ギブンス*

今回 UFJ ホールディングス（以下「UFJ」という）の合併統合を巡って三菱東京ファイナシヤル・グループ（以下「MTFG」という）と三井住友ファイナシヤル・グループ（以下「SMFG」という）との間で展開されている争いは、日本においては過去に例をみないような超大型の典型的な敵対的企業買収劇であるという理由だけにとどまらず、将来における敵対的企業買収劇に際して合併のターゲット企業側に認められる対抗策の限界を左右するような事実上の先例（*de facto precedent*）になるという意味合いからも、注目に値するものである。

日本では、これまで敵対的企業買収が極めて希であったために、敵対的企業買収を巡る判例や学説の蓄積に乏しく、その結果、日本の裁判所では敵対的企業買収のターゲットとなった企業やその顧問弁護士等が買収阻止に向けて考案し、駆使することができる各種の創造的な企業防衛策の是非を法的に判断評価する際の基準となり得るような、成熟した知的且つ分析的な規範が未だ確立されていない状況にある。これに対して米国では、過去20有余年間にマスコミを賑わしたり、熾烈な法廷闘争に発展した敵対的企業買収例が多数出てきたおかげで、精緻な判例網が確立されている。日本も米国と同じような規範を採択しなければならないとか、事実上米国と同じような規範を採択することになる筈であると言うつもりはないが、今後日本の裁判

所や監督官庁が、米国が経験した問題や論争と同種の問題や論争に向き合わなければならないことになるのは、火を見るよりも明らかである。

今回 UFJ 側が SMFG から申し入れのあった経営統合案を蹴って、MTFG との経営統合に踏み切った一連の戦術の是非を巡る争いが、米国において最も影響力のあるM&A関連の法規範の発信源となっているデラウェア州最高裁に提訴されたと仮定した場合に、同裁判所がこれをどのように分析し、判断するかについて、以下に私見を述べてみたい。結論を先に言えば、UFJ が今回とった一連の戦術については、デラウェア最高裁は、これを違法且つ無効であると判断し、かかる戦術を採択したことにつきUFJ の取締役側に忠実義務違反があったとして、UFJ の株主に対する損害賠償責任を課するものと判断せざるを得ない。

I UFJ を巡るケースの事実関係

UFJ を巡るケースの事実関係の概要は次の通りである。

UFJ は、その資本構造の極端な脆弱化に伴い、追加資金の調達の道を模索し始め、その一

— も く じ —

- I UFJ を巡るケースの事実関係
- II デラウェア州法に基づく事案の分析
- III 結論

*Stephen Givens, 外国法事務弁護士（ギブンス外国法事務弁護士事務所）

環として先ず傘下の UFJ 信託銀行の営業を住友信託銀行に営業譲渡する形で信託銀行業務を協働事業化とする内容の合意書を住友信託銀行との間で取り交わしたが、その後間もなく、この合意書が存在しているにもかかわらず、別途 MTFG との間で UFJ 信託銀行の営業をも含めた完全なる経営統合を目指した協議を開始した。これに対し住友信託銀行は、UFJ に対し信託銀行業務の売却について、同行と独占的に交渉すべき義務を負っているとして、東京地方裁判所に仮処分命令の申し立てを行った。東京地方裁判所がこの仮処分命令を容認する決定を下したところ、UFJ 側はこれを不服として東京高裁に抗告し、同高裁は抗告を容認して、地裁の決定を覆した。そして最高裁は許可抗告事件において高裁決定を維持した。この結果、UFJ と MTFG にとっては、平成17年を目途に両グループの経営を完全統合し、MTFG 側が UFJ に7000億円の資本注入を行うことを主な内容とする「基本合意書」を取り交わす道が開けることになったが、同合意書上具体的な統合比率の定めはなく、具体的な統合比率は将来の協議に委ねるとされている。

一方、SMFG 側は、これに対抗して、MTFG 側の経営統合案と異なり、1:1という具体的な統合比率を明記した「経営統合に関するご提案」と称する提案を行った。この1:1という具体的な統合比率は、現下の両グループの株価水準でみると、UFJ の株主側に30%程度のプレミアムが生ずるものであり、然も SMFG 側は MTFG 側が申し入れている金額と同額の資本提供を行う旨を併せて申し入れている。

SMFG 及び MTFG の両グループからこのような相拮抗する経営統合の申し込みを受けた UFJ の経営陣は、MTFG 側からの経営統合案には具体的な統合比率の記載が一切ないにもかかわらず、SMFG 側からの経営統合提案を蹴って、取って MTFG との経営統合の道¹を選ぶ旨の経営意思決定をし、これを明らかにした上、UFJ の資本を増強するための具体策とし

て、UFJ 傘下の全株所有の子会社である UFJ 銀行に払込総額7000億円の優先株式を発行させ、これを MTFG に引き受けさせることとした。但し本件優先株式には、UFJ 株式の公開買い付けや UFJ 株主からの委任状獲得合戦等の形で SMFG から UFJ 株主への直接的アプローチの抑止を狙った一連の企業防衛策がリンクしている。

更に重要な点は、マスコミ報道等によると、MTFG との経営統合案は、UFJ の取締役会で承認されたとはいうものの、多数派である UFJ の社内取締役と少数派である独立の社外取締役の間で賛否が分かれ、社外取締役側は、取締役の忠実義務違反となることを懸念して、声に大にして MTFG との経営統合条件に異を唱えたということである。

優先株式にリンクしている企業防衛策の第一は、優先株式に議決権を与えている点にある。優先株式の株主としての MTFG に対しては、UFJ 銀行（親会社たる UFJ ホールディングスではない）の合併を伴うような一切の取引に関して実質上の拒否権が認められる点にあり、その第二は、幾つかの一定の事由（これ等の事由を以下「買い戻し請求権発生事由」という）を定めて、そのいずれかが発生した場合には、本件優先株式をその引き受け価格7000億円に30%ものペナルティー（即ち2100億円）を上乗せした価格で買い戻すよう UFJ に請求することができる買い戻し請求権が MTFG に与えられている点にある。買い戻し請求権発生事由の中には、平成17年10月までに MTFG との経営統合案につき UFJ の株主の承認を得られなかった場合や、MTFG 以外の第三者との経営統合を UFJ の株主が承認した場合等も含まれている。

これ等の企業防衛策が SMFG 側の行動への抑止効果を狙ったものであることは、明らかである。先ず、MTFG に対してこの種の拒否権が与えられているということは、例え SMFG が UFJ ホールディングス（親会社）に対する企業支配権を獲得し、これを梃子にして SMFG がその傘下の銀行子会社と UFJ 銀行との経営統

合を図ろうとしても、本件優先株式の株主としての MTFG は、その気になれば、これを阻止できることを意味する。斯くして、SMFG がその傘下の銀行業務と UFJ のそれとを統合しようとしても、その目論見は挫折せざるを得ないことになる。

ここで忘れてはならないのは、MTFG 側に認められている2100億円ものペナルティー上乗せ価格での優先株式買い戻し請求権は、UFJ 株式の公開買い付けや UFJ 株主からの委任状獲得合戦等の形で SMFG 側から UFJ 株主に対して何等かの直接的なアプローチを仕掛けてきた場合には、何時でもこれを発動できることである。UFJ 株式の時価総額の約10%にも相当する2100億円ものペナルティーを課する旨を定めたこのペナルティー上乗せ条項は、SMFG 側からみると、UFJ 株式の公開買い付けに成功して首尾よく提案通りの対等統合比率で UFJ との統合を果たせたととしても、結果的にはペナルティーとしての2100億円もの支払債務を背負い込むことになるので、公開買い付けのコストは当初予定額より10%も高いものとなってしまふことになり、UFJ の株主の立場からすると、SMFG との経営統合案を承認するという議決権行使行動は、このペナルティー上乗せ条項のために、その分だけ魅力が減殺されてしまふことになる。また、UFJ の株主が SMFG との経営統合案を承認したとすると、この経営統合によって誕生する UFJ と SMFG の統合企業体（UFJ の株主はこの統合企業体の株主となる）は経営統合が行われなかったとしたらそもそも背負い込む必要がなかった2100億円もの支払債務をその誕生早々に背負い込まれることになり、MTFG 側が2100億円ものペナルティーを上乗せした価格での本件優先株式の買い戻し請求権を実際に行使してきた場合には、事実上 UFJ は流動性の危機に陥ってしまい、財政破綻に追い込まれてしまう可能性が大である。

II デラウェア州法に基づく事案の分析

企業買収に関するデラウェア州の法律は、非常に複雑なものであり、1980年代中盤に米国全土で発生した M&A ブームを契機に訴訟事件に発展した多数の M&A 事案を巡る個々の具体的な事実関係に基づいて加えられた一連の手直しと調整とを反映した産物であるといえる。

私見では、SMFG からの経営統合の申し入れを蹴って、MTFG との経営統合の道を選んだUFJの取締役会の決定は、大きく分けて、以下に述べる三つの理由によって、デラウェア州法上は無効であると判示されるものと考えられる。(1)統合比率に関する保証が一切ない状況下で MTFG との経営統合に敢えて踏み切った UFJ の取締役会の決定は、MTFG との経営統合案に対抗して SMFG 側から申し入れのあったより具体的な経営統合案を「故意に黙殺した」ことになる。(2)MTFG との経営統合を承認した UFJ の取締役会の決定は、当該経営統合に賛成した多数派の取締役が社内取締役であったことに照らすと、基本的にその客観性に疑わしい点がある。(3)ペナルティー上乗せ価格での優先株式買い戻し請求権そのものが法律上禁止されている「威圧的且つ排他防衛的」効果を有する違約金に相当する。

1 株主の利益のために最善の取引条件を確保する義務

リーディング・ケースとなった1985年に判決の言い渡しがあった「Unocal Corp. v. Mesa Petroleum Co 事件」²⁾の判決では、企業買収事案において企業を買収の試みから防衛することを目的とした戦術を買収のターゲットとなった企業が採用する場合には、当該企業の取締役にはより厳しい忠実義務を課すると共に取締役会の行動の是非についてはより厳しい水準の司法審査が必要とされると判示している。特に複数の相手から企業買収の提案を受けている企業の取締役会は、個々の買収提案の内容を慎重に検討評価すると共に、利用可能なすべての選択肢

を考慮しなければならないとされており、ある特定の買収提案を優遇する一方で、他の買収提案を恣意的に無視したり、「故意に黙殺する」ような態度をとってはならないとされているのである。

また、現金若しくはこれと同等なものを対価として企業の支配権を譲渡する場合における当該企業の取締役には、既存の株主に対するリターンの最大化を図るべく、実質上「純粋な競売方式」を採用しなければならないという積極的な義務が課されるのである³。現金を対価として企業の支配権を譲渡する場合には、既存の株主の立場からすれば、直ちに手にすることができる現金によるリターンの最大化以外に関心事はないことは明らかであり、従って、買収のターゲットとなった企業の取締役は、最も高い買収価格を提示した者が必ず買収競争の勝者となることを保証するようなプロセスを確立しなければならないという義務を負うことになる。

UFJ のケースのように、株式の交換の形で行われる企業買収や経営統合の場合は、先に述べた「純粋な競売方式」は若干の修正を受けることになる。合併や経営統合のターゲットとなった企業の既存の株主は、合併又は経営統合後の存続会社の株主として残るわけであるから、当該企業の取締役は合併又は経営統合後の存続会社の経営方針や企業価値も考慮できることになるが、その場合でも、相拮抗する複数の合併・経営統合提案者から提示を受けた個々の合併・統合比率の利害得失を精査することがターゲットとなった企業の取締役会の中心課題となることにはかわりはなく、敢えて低い合併・統合比率を受け入れた場合には、当然これを正当化する強力な理由の存在が必要となる。

更に、2003年に言い渡しのあった「Omnicare v. NCS Healthcare 事件」の判決⁴に従えば、株式の交換の形で行われる合併・経営統合を目的とした契約は、契約調印後により有利な条件での合併・経営統合提案を他から受けた場合に既存の合併・経営統合契約を「取締役の忠実義務

を理由として反故にする権利」をターゲット企業側に認める条項が盛り込まれていない限り、無効ということになる。この様に、デラウェア州法上、ターゲットとなった企業の取締役会には、合併・経営統合の相手先の選考作業が終了し、その結果選ばれた相手先との間で合併・経営統合契約を取り交わした後に至るまでも、競争入札手続をオープンにしておかなければならないという積極的な義務が課されているのである。

経営統合の相手方として選んだ側から統合比率に関する言質も約束も一切与えられていない状況下において、UFJ の取締役会が利用できる可能性のあるすべての選択肢を吟味し、且つ相拮抗する MTFG からの経営統合申し入れの内容と SMFG からの経営統合申し入れの内容の両方を吟味を尽くしたなどという主張を合法的にできるとは到底考えられない。UFJ の取締役会は、経営統合の相手方として MTFG を選ぶ前に、SMFG 側からの提示を受けた経営統合案の内容を「慎重に」検討した旨のマスコミ発表を数回にわたって行っている。また経営統合の相手方として MTFG を選んだ後にも、UFJ の取締役会は、「MTFG との間において合意可能と考えている統合比率の水準は、SMFG による提案内容と遜色ないものとなり得ると強く信じている。」という趣旨の談話を発表している。しかしながら、ここで言うところの「強く信じている」という表明には何等の具体的な根拠もなさそうであり、また、例え MTFG 側から最終的に提示された統合比率が SMFG 側から提示されたものより不利なものであったとしても、これを理由にして MTFG との間の基本合意書を反故にする権利が UFJ 側に生じるような合意内容とはなっていない模様である。

UFJ の取締役会は、経営統合の相手方として SMFG ではなく MTFG を選んだことを正当化するために、頻りに UFJ-MTFG 連合の方が UFJ-SMFG 連合よりバランスシート体質も強化されるし、企業競争力も高くなるとの主張を

展開しているが、例えこれ等主張が正しいとしても、UFJ 取締役は、「手持ちの UFJ 株式と引き替えに果たして経営統合後の存続会社である三菱 UFJ ホールディングス（仮称）の株式を何株交付してもらえるのか？」という UFJ 株主が抱えている喫緊の経済的問題には一切答えていない。UFJ の取締役会は、この問題には一切答えずに、ただ「統合比率は将来の協議に委ねる」と言うだけで、具体的な統合比率を提示した上での SMFG からの経営統合の申し入れを蹴っているものであり、更に付け加えれば、UFJ の取締役会は、MTFG 側から最終的に提示された統合比率が SMFG 側から提示されたものより不利なものであった場合に MTFG との経営統合の合意を反故にする権利の獲得交渉さえしていないのである。

かかる状況下においては、デラウェア州の裁判所であればどの裁判所も、UFJ の取締役会はすべての代替案を合理的に検討しなければならないという義務と株主の利益の最大化を図らなければならないという義務をいずれも果たしておらず、以て取締役の忠実義務に違反しているとの司法判断を下す可能性が極めて高い。また、先にも述べた通り、「Omnicare v. NCS Healthcare 事件」の判決の法理に従えば、MTFG 側から最終的に提示された統合比率が SMFG 側から提示されたものより不利なものであった場合に MTFG との経営統合の合意を反故にする権利を MTFG との基本合意の中に盛り込む交渉を UFJ の取締役会が一切行っていないという事実は、当該基本合意そのものの無効原因となる。

2 利害関係のない取締役の意見

先に掲げた「Unocal Corp. v. Mesa Petroleum Co 事件」の判決では、取締役の判断の客観性も重視されている。合併・統合のターゲットとなった企業の取締役、特に社内取締役は、合併・統合後の存続会社における自らのポストや、権限や報酬の維持・確保が危険にさらされることになるという意味合いにおいて、個々の合

併・統合申し入れ案件の是非を検討するに際してはどうしても利益相反関係に立つことになる。最悪のケースでは、合併・統合案の受け容れを承認する方に取締役としての議決権を行使することそのものが、自らの失職を「是」とする議決権行使を意味することになってしまう場合もある。この様な理由から、導入した乗っ取り防止策や乗っ取り防止条項の是非が司法判断を受けることになった場合は、これが利害関係のない取締役の過半数によって承認されたものであれば一応妥当なものと推定されることになり、逆にその導入を「是」とした取締役の多数派が利害関係のある取締役である場合は、その判断の客観性が疑われることになる。

現在ニューヨーク証券取引所や NASDAQ は、いずれも上場会社や登録会社の取締役の過半数を社外取締役とするよう義務づけているので、米国の上場会社や株式公開会社が取引の当事者の一員となっているような M&A 取引においては、この要件は当然のものとして殆ど例外なく充足されている。また米国では、企業買収の申し込みを受けた企業がその申し込みの是非を検討評価する場合には、その構成員の殆どを社外取締役とする委員会に検討評価業務を委ねるのが常識となっているが、日本ではどの上場会社の場合も、依然として取締役の殆どは、終身雇用制の下で企業買収や合併のターゲット会社に長年勤務して取締役に出世したものの、企業買収や合併により勤務先の会社が非存続会社となってしまった場合には自らの地位や処遇が変わってしまう（多くの場合は低下してしまう）運命にあるような所謂「社内取締役」によって占められているのが現状である。

統合比率についての協議もろくにしていない段階で、UFJ と MTFG の両経営陣の間で経営統合後の UFJ の幹部職員の人事処遇につき具体的な取決めがなされているという事実もかなり奇異な事である。また米国における常識からすると、社外取締役全員が反対していたとするならば、UFJ の経営陣が取えて MTFG との経営統合に踏み切ったなどということは、到底信

じられない。要するに、個々の合併案や経営統合案の是非を検討する過程において UFJ の取締役のうち当該合併案や経営統合案に利害関係を持たない社外取締役の過半数に決定権や監督権を与えていなかったとしたら、デラウェア州の裁判所では、UFJ の取締役会の決定は妥当性を欠いたものであると推認される可能性が高いということである。

3 ペナルティー上乗せ価格での優先株式 買い戻し請求権

先に掲げた「Unocal Corp. v. Mesa Petroleum Co 事件」の判決で打ち立てられた第三の原則は、企業が他からの乗っ取りや買収の試みから自己防衛することを目的として導入することができる戦術は、乗っ取りや買収の試みに晒される危険性の度合いに見合ったものではないという原則である。同事件の判決後に更に磨きをかけられた判例により、現在ではこの原則は、乗っ取りや買収のターゲットとなった企業が取り得る企業防衛策は、乗っ取り側や買収側がターゲット会社の株式の公開買い付けやターゲット会社の株主からの委任状獲得合戦等の形でターゲット会社の株主に直接的にアプローチする機会や、ターゲット会社の株主が他の第三者からの議決権代理行使の勧誘や持ち株買い取り申し込みを受諾したり拒否する機会を奪ってしまう程、「威圧的」又は「排他防衛的」でないものだけに限ると解釈されている。即ちこれは、乗っ取りや買収のターゲットとなった企業が取り得る企業防衛策は、いずれも株主の判断を優先するという原則や株主の民主的自治の原則に則ったものでなければならないということの意味する。

「違約金条項」や「解約金条項」は合併契約によく見られる条項であるが、これは被合併会社やその株主が合併契約調印後により良い合併条件での合併の申し込みを他から募ることを禁じるためのものである。合併契約に解約金条項が入っている場合には、その性質上、契約当事者以外の第三者が契約当事者と争って合併の申

し入れをするとすると、その申し入れが成功して合併が成立した場合には被合併会社の貸借対照表上確定債務化した所定の解約金支払債務取引を引き受けなければならないことになるので、当然その分だけ合併のコストが増加することになる。

デラウェア州の裁判所は、合併の申し入れをした当事者側の立場からすれば、合併契約の締結交渉をしてこれが成立した以上必ず合併が契約通りに実行されることを保証するある程度の保障を要求するのは当然であるとの見地から、解約金額が合併取引総額の1%~4%の範囲内であれば、通常これを妥当なものとして是認しているが、逆に、解約金額が合併取引総額の4%を超えているような場合は、デラウェア州の裁判所も他の州の裁判所も、これを経済的妥当性があり且つ株主にとってより有利な合併条件での合併の申し入れを行う機会を契約当事者以外の第三者から不当に奪うことになる程「威圧的且つ排他防衛的」なもの判断せざるを得ないとしている。尚、デラウェア州の衡平法裁判所は、1999年に言い渡した判決⁵の中で、取引総額の6.3%にのぼる解約金を「不当に威圧的」且つ「合理性の定義の範囲を逸脱した」ものであると判示している。

既に述べたとおり、MTFG は、UFJ と MTFG の経営統合が予定通りに終了しなかった場合には、7000億円もの優先株式の買い戻しを UFJ に請求する権利と2100億円ものペナルティーの支払を UFJ に請求する権利を確保している。この2100億円ものペナルティーは、現在の UFJ 株式の時価総額の約10%に相当する額であり、上記に言う解約金に相当するものである。2100億円もの解約金は、デラウェア州の裁判所が妥当な金額の範囲として認めている上限値の二倍を超えるものである。

実際問題として、MTFG が具体的な統合比率につき何等の言質も約束も与えていないのであれば、解約金の多寡を問わず、そもそも経営統合に関する基本合意書中に盛り込まれている解約金条項は正当化できるのかという基本的問

題が出てくる。米国の法律では、契約の要素たる主要な経済的条項を欠いていたり、その決定を将来の協議に委ねているような契約は、そもそも原則として法的拘束のある契約とは見なされず、従って契約当事者の一方がこの種の契約を破棄したからといって、損害賠償金の支払義務を課されるようなことはない。日本の最高裁も、住友信託銀行の前記許可抗告事件決定⁶の中で、両行間に最終合意が成立する保証はなく、住友信託の損害は最終的な合意によって得られるはずの利益相当の損害と見るのは相当ではなく、最終的な合意が成立すると期待が侵害されることによる損害である、として高額な損害賠償責任の発生に疑問を呈している。

何等の統合比率も提示していないにも拘わらず、UFJ との経営統合が予定通り終了しなかった場合に MTFG 側が多額の補償を受け取るのはおかしいのではないかという疑問が当然湧いてくる。MTFG-UFJ 間の基本合意書に盛り込まれている問題のペナルティー条項が UFJ の株主に対して及ぼす「威圧的且つ排他防衛的」効果云々の議論とは全く別に、実際には当該条項が実際の損害に関する損害賠償条項としてではなく、むしろ違約罰条項として働くので、米国ではこの種の条項には法的強制力がないと判断される可能性が高い。また、MTFG が実際には具体的な統合比率に関しては何等の合意も言質も与えていない以上、解約金条項が基本合意の中に盛り込まれていたとしても、これは具体的な経営統合取引の「成立を担保する」という通常の目的のためには役立たないことになる。実際問題として、MTFG 側が盛り込んだペナルティー条項は、皮肉な見方をすれば、将来人を欺くような低い統合比率での経営統合を可能にするために MTFG 側が仕組んだ防御線と見えないこともない。万一将来 MTFG が SMFG 側から既に提示されている統合比率より低い比率を提示してきた場合には、SMFG 側と同様に UFJ の株主側にも、これを不当な行為として糾弾する正当な理由が生ずることになる。

III 結 論

UFJ の経営陣が MTFG との経営統合やその統合条件の妥当性をアピールする声明を幾つも出しているということは、UFJ 自身とこれを補佐している弁護士その他の顧問団が欧米において敵対的企業買収や合併に適用されているルールや規制を自分達も守っていることだけはなんとしても理解してもらいたいと考えているからに相違ない。しかしながら、(a)UFJ の取締役会が、自社の株主側に相当額のプレミアムが生ずるような内容の経営統合案を蹴って、敢えて統合比率に関して何等の約束も言質も与えていない相手からの経営統合の受諾に踏み切ったという事実；(b)将来提示されることあるべき統合比率の如何に関わらず、経営統合が予定通り終了しなかった場合には多額のペナルティーを支払うことになるペナルティー条項を UFJ の取締役会が吞ってしまったという事実；及び (c)UFJ 側が吞んだ経営統合条件については UFJ の社外取締役が異議を唱えていたという三つの条件は厳然として残っている。このような条件が三つとも揃っている場合には、デラウェア州の裁判所では UFJ 取締役の立場はもとより UFJ-MTFG 間の経営統合そのものの立場も非常に危ういものとなると言わざるを得ない。

〔注〕

- 1 MTFG との経営統合案についての UFJ 側の説明については、<http://www.UFJ.co.jp/ir/news/news2004/news2004.html#>、「三菱東京フィナンシャル・グループによる UFJ グループへの資本増強への協力について」を参照のこと。
- 2 493 A.2d 946 (Del. 1985)。
- 3 「Revlon, Inc. v. MacAndrews & Forbes Holdings, Inc. 事件」, 506 A.2d 173 (Del. 1985)。
- 4 「Omnicare Inc. v. NCS Healthcare 事件」, 818 A.2d (Del. 2003)。
- 5 「Phelps Dodge Corp. v. Cyprus Amax Minerals Corp. 事件」(Del. Ch. 1999)。この事件の判決は <http://corporate-law.widener.edu/documents/opinions/17398.pdf> で入手可能。
- 6 平成16年(許)第19号